

表 2-3 4 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法

試験項目	試験方法	保証条件	備考	
ごみ処理能力	<p>(1) ごみ質分析 試験時のごみ質の分析を行う。</p> <p>① 試料採取場所 ホップステージ</p> <p>② 試料採取頻度 1日あたり2回以上</p> <p>③ 分析方法 「昭52.11.4環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、市が指示する方法による。</p> <p>(2) ごみ処理能力の確認 現状のごみ質と処理量を比較し、本要求水準書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載されたごみ処理能力曲線図に見合った処理量が達成できているか確認する。</p> <p>(3) 熔融処理状態の確認 実施設計図書に示す燃焼熔融温度、自己熱熔融限界やその他設備の状態を確認する。</p>	<p>690 t /日以上</p> <p>230 t /日/炉以上</p>	<p>現状のごみ質は、熱収支の計算による低位発熱量とする。ごみ質分析結果は、熱収支の計算結果の参考値とする。</p>	
排ガス	ばいじん	<p>(1) 試料採取場所 集じん装置入口と出口及び煙突において市の指示する箇所</p> <p>(2) 試料採取回数 炉毎に2回以上/箇所</p> <p>(3) 分析方法は JIS Z8808 による。</p>	<p>0.01g/m³N 以下</p> <p>酸素濃度 12%換算値</p>	<p>保証値は煙突出口での値とし、併せて排ガスの温度、水分量、流速、流量を測定する。</p>
	塩化水素 硫黄酸化物 窒素酸化物	<p>(1) 試料採取場所</p> <p>① 硫黄酸化物及び塩化水素については、集じん装置の入口と出口及び煙突において市の指示する箇所</p> <p>② 窒素酸化物については、触媒脱硝装置の入口・出口及び煙突において市の指示する箇所（触媒脱硝装置を設けない場合は、燃焼室出口以降及び煙突において市の指示する箇所とする）</p> <p>(2) 試料採取回数 炉毎に2回以上/箇所</p> <p>(3) 分析方法は JIS K0103、K0107、K0104 による。</p>	<p>塩化水素 30ppm 以下</p> <p>硫黄酸化物 20ppm*以下</p> <p>*K 値は、排ガス濃度 20ppm に相当する値とする。</p> <p>窒素酸化物 50ppm 以下</p> <p>酸素濃度 12%換算値</p>	<p>保証値は煙突出口での値とし、吸引時間は、30分/回以上とする。</p>

試験項目	試験方法	保証条件	備考
ダイオキシン類	(1) 試料採取場所 集じん装置、触媒脱硝装置入口、煙突において市の指示する箇所（触媒脱硝装置を設けない場合は、集じん装置の入口、出口及び煙突において市の指示する箇所とする） (2) 試料採取回数 炉毎に2回以上/箇所 (3) 分析方法はJIS K0311による。	0.05ng-TEQ/m ³ N以下 酸素濃度12%換算値	保証値は煙突出口での値とする。
一酸化炭素	(1) 試料採取場所 集じん装置出口以降において市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 炉毎に2回以上/箇所 (3) 分析方法はJIS K0098による。	30ppm以下 (4時間平均値) 100ppm以下 (1時間平均値) 酸素濃度12%換算値	吸引時間は、4時間/回以上とする。
水銀	(1) 試料採取場所 集じん装置出口以降において市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 炉毎に2回以上/箇所 (3) 分析方法は大気汚染防止法による。	25μg/m ³ N以下 酸素濃度12%換算値	
放流水	(1) 測定場所 放流口付近 (2) 測定回数 3回以上 (3) 測定方法は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「下水の水質の検定方法に関する省令」による。	「1.2.12 (2)排水に関する基準」に示す基準値以下	マテリアルリサイクル推進施設も稼働した状態（昼間のみ）で、連携して行う。
騒音・振動	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 各時間区分の中で1回/箇所以上 (3) 測定方法は「騒音規制法」、「振動規制法」による。	「1.2.12 (3)騒音基準」及び「1.2.12 (4)振動基準」に示す基準値以下	マテリアルリサイクル推進施設も稼働した状態（昼間のみ）で、連携して行う。
低周波音	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 各時間区分の中で1回/箇所以上 (3) 測定方法は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」による。	「1.2.12 (5)低周波音基準」に示す基準値	マテリアルリサイクル推進施設も稼働した状態（昼間のみ）で、連携して行う。

試験項目		試験方法	保証条件	備考
悪臭	敷地境界	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、 の詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 2回以上/箇所 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。 (4) 測定項目 臭気指数、臭気濃度	「1.2.12(6)悪臭基準」に示す基準値以下	測定は、昼及び収集車搬入終了後、構内道路を散水した状態で行う。マテリアルリサイクル推進施設も稼働した状態で連携して行う。
	排出口	(1) 測定場所 ①煙突測定口 ②脱臭装置出口 (2) 測定回数 ①1回/炉・日以上 ②1回以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。 (4) 測定項目 臭気指数、臭気濃度	「1.2.12(6)悪臭基準」に示す基準値以下	試料採取方法は市との協議による。
	排水	(1) 測定場所 排水口 (2) 測定回数 2回以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。 (4) 測定項目 臭気濃度	「1.2.12(6)悪臭基準」に示す基準値以下	試料採取方法は市との協議による。
焼却灰	熱しゃく減量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は「昭和52年環衛95号」に準じ、市の指示する方法による。	5%以下	乾灰状態での試料採取を可とする。
	含水量 異物混入率 寸法等	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。
	重金属含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 【JIS K0102による。】 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準に示す項目	表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による。

試験項目	試験方法	保証条件	備考
溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の 検定方法(S48.2.17環境省告示第13 号)」による。 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛 灰の品質基準に示す項目	表2-17 焼却灰、 飛灰、溶融飛灰の品質 基準以下	市が指定する搬 入先の受入れ基 準による。
ダイオキシ ン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策 特別措置法施行規則第2条第2項第1 号の規定に基づき環境大臣が定める 方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g 以下	
含水量 異物混入率 寸法等	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所	表2-17 焼却 灰、飛灰、溶融飛灰 の品質基準以下	市が指定する搬 入先の受入れ基 準による。
重金属含有 量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 【JIS K0102による。】 (4) 分析項目 表2-17 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の 品質基準に示す項目	表2-17 焼却 灰、飛灰、溶融飛灰 の品質基準以下	市が指定する搬 入先の受入れ基 準による。
飛灰・溶融 飛灰 溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の 検定方法(S48.2.17環境省告示第13 号)」による。 (4) 分析項目 市が指示する項目		市が指定する搬 入先の受入れ基 準による。

試験項目		試験方法	保証条件	備考
	ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下	
飛灰・溶融飛灰処理物	溶出基準	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(S48.2.17環境省告示第13号)」による。 (4) 分析項目 表2-18 飛灰処理物の溶出基準に示す項目	表2-18 飛灰処理物の溶出基準以下	市が指定する搬入先の受入れ基準による
	ダイオキシン類含有量	(1) 試料採取場所 市の指示する箇所 (2) 試料測定回数 2回以上/箇所 (3) 分析方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16年環告台80号)による。	3ng-TEQ/g以下	
スラグ	溶出基準 含有基準 その他	(1) 試料採取場所 スラグ用ストックヤード (2) 試料採取回数 2回/日以上 (3) 測定方法は JISK0058-1、JISK0058-2による。	「1.2.12 (9) スラグの品質基準」及び「スラグの含有基準」に示す基準値以下	以下に適合 ・JISA5031、 ・JISA5032
	作業環境中のダイオキシン類濃度	(1) 測定場所 市との協議による。 (2) 測定回数 2回/箇所以上 (3) 測定方法は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」(平成13年4月厚生労働省通達)による。	2.5pg-TEQ/m ³ 以下	原則、第1管理区域として管理ができること。
	ガス滞留時間、燃	(1) 測定場所	燃焼室出口温度：850	測定場所は、燃

試験項目	試験方法	保証条件	備考
焼室出口温度、集じん装置入口温度	炉出口、ボイラ内、集じん装置入口等 (2) ガス滞留時間の算定方法 算定方法については、市との協議による。	度以上 ガス滞留時間：2秒以上（850度以上） 集じん装置入口：設計温度	焼、熔融設備方式により、市との協議による。
熔融温度	(1) 測定場所 熔融炉内 (2) 測定方法は市との協議による。	燃焼室出口温度： 【 】度以上	測定場所は、熔融設備方式により、市との協議による。
緊急作動試験	定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。	受電等が同時に停止してもプラント設備が安全で非常用設備が作動すること。 全停電から1炉立上げ、全炉の定常運転までが問題なくできること。	
炉体、ボイラケーシング外表温度	(1) 測定場所 炉体やボイラケーシングの外表面等で詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 市との協議による。 (3) 記録計による連続記録	室温+40℃以下	非常時にのみ高温になるものを除く
蒸気タービン発電機 非常用発電機	(1) 負荷しゃ断試験及び負荷試験を行う。 (2) 発電機計器盤と必要な測定計器により測定する。 (3) 蒸気タービン発電機はJIS B8102に準じる。 (4) 非常用発電機はJIS B8014若しくはJISB8041に準じる。	電気事業法による	使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができる。
蒸気復水器	(1) 蒸気復水器の復水能力 (2) 測定方法は、実績データから性能確認を行う。	設計上の復水の能力を満たしていること。	稼働初年度の夏季についても実施する。
脱気器酸素含有量	(1) 測定回数 1回以上 (2) 測定方法はJIS B8224による。	JISB8223（ボイラの給水及びボイラ水の水質。）	提案するボイラの種類、圧力、補給水の種類に適合した水質とする。
軽負荷試験	(1) 対象 焼却炉1基について、設備能力の70%程度の軽負荷運転を実施する。 ※運転条件（助燃剤の使用等）は提案	安定運転が確認できること。	実施時間は連続12時間以上とする。

試験項目	試験方法	保証条件	備考
	する処理方式の性能曲線等を踏まえ、協議。		
その他	市との協議による。		市が必要と認めるもの